

# ひきこもり実態把握・情報発信事業業務委託仕様書

## 1 目的

県内のひきこもりの実態や支援ニーズを的確に把握することにより、より効果的な対応を検討・実施する。

また、本人や家族のほか多くの方々に幅広い情報発信を行うことにより、適切な支援につなげるとともに、地域・社会全体におけるひきこもりへの理解促進を図る。

## 2 業務の名称

ひきこもり実態把握・情報発信事業

## 3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) ひきこもりに関する調査

次の調査を実施し報告書を作成する。

#### ① 調査の内容

##### ア ひきこもり支援ニーズ調査

ひきこもり当事者（経験者含む）及びその家族を対象とした支援ニーズに関するアンケート調査

- ・ 県と協議の上、調査票を作成する。
- ・ 調査は、Web及び紙媒体の2つの回答方法を用意する。
- ・ 調査票（紙媒体）を印刷の上、関係機関に配布し回収する。
- ・ 調査は、TV、新聞、SNS等あらゆる媒体を活用して周知を行い、より多くの回答を得られるよう検討する（目標回答数:500件）。

##### イ ひきこもり実態把握調査

県内の全ての民生委員・児童委員（約2,600名）を対象としたひきこもりの実態に関するアンケート調査

- ・ 県が平成30年度に実施した「宮崎県のひきこもり等に関するアンケート調査」を参考に、県と協議の上、調査票を作成する。
- ・ 調査は紙媒体で行い、郵送で配布し返信用封筒で回収する。

#### ② 調査結果の取りまとめ・分析等

- ・ 調査回答の整理・集計を行った上で、現状分析等を行う。
- ・ 調査結果についての調査結果報告書を作成する。。

#### ③ 調査期間

令和4年9月～10月（予定）

#### ④ 調査分析・報告

令和4年12月28日（予定）

※上記期間は予定であり、県及び受託者の協議により決定する。

## (2) ひきこもり支援施策情報発信事業

県及び市町村、関係機関が実施しているひきこもり支援施策について、広く県民に周知・広報する。

- ① 広報資料の作成
  - ・ 県と協議の上、周知用チラシ等を作成する。
- ② 周知・広報
  - ・ 周知・広報にあたっては、TV、新聞、SNS等あらゆる広報媒体を活用するなど、効果的に広く県民に行き届くよう工夫すること。

## 5 委託料

9, 814, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ※ 事業実施にあたり必要となる全ての経費を含む。
- ※ 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

## 6 成果品

- (1) 成果品
  - ① 提出書類：調査報告書250冊(簡易製本)、電子データ一式
  - ② 期限：令和5年2月28日（火）
- (2) 成果品等の納入場所  
県が指定する場所

## 7 その他

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。  
また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 事業の実施に当たっては、県及び関係機関と十分に連携を取りながら行うこと。
- (3) 受託業務は、県との調整の中で業務内容の変更があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて受託者と協議の上、対応することとする。
- (4) 機密保持等
  - ア 受託業務の実施において、本県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。
  - イ 本県及び受託者は、相互に本契約の履行課程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また、本契約の目的の範囲を超えて利用しないこと。
- (5) 業務成果の帰属等
  - ア 本業務の実施により生じた著作物(既得されている著作権は除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、宮崎県に帰属するものとする。
  - イ 本業務の成果物は、著作権上の権利関係も帰属を済ませた上で納入すること。  
また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、宮崎県は責任を負わない。